

# 仕 様 書

## 第 1 業務名

社会的インパクト創出につながるアクセラレーション業務

## 第 2 業務目的

堺市は、中百舌鳥エリアをイノベーション創出拠点と位置づけ、堺市基本計画 2030 の KPI「イノベーション創出につながる事業数 130 件」の 2030 年までの達成と、そのプロセスを通じた堺・中百舌鳥発イノベーションの創出を進めている。

本業務は、インパクトスタートアップの育成、すなわち地域課題の解決や社会に新たな価値を創出する取組に意欲があり、経済的な成長をめざす事業者等に対し、社会課題の認識や解決に向けた手法の解像度向上、取組を進める上で必要な経営知識や人的ネットワーク等の取得と活用の支援を行うことで、社会課題解決型事業の創出を実現し、ひいては中百舌鳥エリアからの連続的なイノベーション創出を図ることを目的とする。

## 第 3 履行場所

堺市内ほか

## 第 4 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

## 第 5 業務内容

### (1) プログラム参加者の募集

#### ① プログラム参加者の募集

- 本事業に参加する企業又は個人を 5 者程度募集すること。
- 参加者の範囲は、次の内容をすべて満たすものとする。
  - ・社会課題の解決につながる具体的な事業計画を有していること
  - ・上記事業の実施にあたり、営業利益の創出その他、継続的な事業運営に課題を有していること
  - ・社会課題解決型事業の創出に意欲を有する企業又は個人であること
- 支援プログラムの応募受付はオンラインで行うものとし、応募フォームは市と協議のうえ受注者が作成すること。
- 応募フォームには、下記の項目を設定すること。
  - (ア) 氏名
  - (イ) 年齢

- (ウ) 企業名（法人の場合に限る）
- (エ) 連絡先
- (オ) プログラムを知ったきっかけ（市の広報誌、知人からの紹介など）
- (カ) 創業年数
- (キ) 解決したい社会課題
- (ク) ビジネスプラン

○プログラム参加者の募集に係るチラシを以下のとおり作成すること。

- ・少なくとも2回の校正の機会を設けること
- ・少なくとも以下の事項を含む内容とすること
  - (ア) 対象者、募集締切日や応募フォーム（二次元コード等）
  - (イ) プログラムの概要（学べる内容や到達目標等）
  - (ウ) 問い合わせ先

- ・媒体ごとの仕様は以下のとおり

（紙媒体）

A4 サイズ上質紙／フルカラー／片面／プログラム開始の約1カ月前までに  
発注者へ300部納品

（電子媒体）

PDF形式で発注者へ納品

○堺市の各施設等へのチラシの配架は、発注者において行うものとする。

○受注者は、プログラム参加募集締切の1か月前と2週間前にそれぞれ1回以上、受注者のホームページやSNS、人的ネットワークなどでプログラムの広報を行うこと。

## ②支援機関からのプログラム参加者推薦

○①と並行し、金融機関をはじめとした支援機関を対象に、インパクトスタートアップ、社会課題解決型事業、インパクト投資等に関する知識提供のためのセミナーを実施すること。

○セミナーの概要は以下のとおり。

- ・オンラインで1回1～2時間程度とし、2回程度実施する
- ・内容は、インパクトスタートアップ、社会課題解決型事業、インパクト投資等に関する知識の提供や、本業務で提供するプログラムの概要説明とする

○セミナーの対象となる支援機関を選定し、市と協議の上決定すること。また決定した支援機関に対してセミナーの趣旨説明、参加勧奨を行うこと。

○セミナーの参加機関は4者程度を想定して調整すること。

○上記セミナー実施後、支援機関が支援している事業者の中から、本事業の目的に適合すると認められる企業又は個人を推薦してもらう機会を設けること。

○支援機関への知識提供の機会の実施方法の詳細については発注者と協議のうえ決定するものとする。

④プログラム参加者の決定

○参加者は、市と協議のうえ決定する。決定者への通知は受注者から行うこと。

⑤プログラム参加者募集の開始時期

○参加者の募集は、遅くとも（２）に示す支援プログラム開始の１か月前から実施すること。

（２）支援プログラム

①支援プログラムの運営

○社会課題の解決に取り組む事業者のうち、現状では収益構造等の理由により将来にわたっての継続的な事業運営が困難と見込まれる事業に対し、現状と理想とする持続可能なビジネスモデルとのギャップを把握し、その解消を図ることを目的として実施すること。

○上記の趣旨に基づき、事業者が有する社会課題解決型事業の強み・価値を整理し、収益性・事業運営体制・顧客提供価値等の観点から、持続可能な事業として成立させるための改善点を明らかにする支援を行うこと。

○支援プログラムは４回以上開催し、うち過半数を対面（オフライン）で実施すること。

○対面実施にあたっての会場は、さかい新事業創造センターを基本とし、会場の確保は発注者において行い受注者の費用負担は求めない。ただし、受注者が他の施設での開催を希望する場合、当該施設の使用料は受注者の負担とする。

※参考 さかい新事業創造センター多目的会議室 備品等

- ・スクリーン １面
- ・プロジェクター １台
- ・ワイヤレスマイク ３本
- ・会議用机 １５脚
- ・会議用椅子 １２０脚
- ・Wi-Fi 使用可

○支援プログラムはセミナーまたはワークショップ、専門家によるメンタリングなどの手法を組み込むこと。

○参加者の募集媒体（チラシ、メディア等）に支援プログラム及び成果発表会の内容また参画するメンターを可能な限り具体的に示すこと。

○支援プログラム実施に係る資料は受注者において準備すること。ただし、媒体はデータまたは紙を問わない。

○１回の時間は２～３時間程度とする。

## ②支援プログラムの内容

○支援プログラムは、下記内容を含むこと。

- ・インパクト評価やインパクト投資など社会課題解決型事業の成長につながる知識の提供
- ・解決したい社会課題の本質理解の向上やビジネスアイデアとの関係性の整理
- ・ビジネスモデル図の作成やメンタリング等を通じた社会課題解決型事業のブラッシュアップ
- ・融資や投資などの経営知識、法務、人的ネットワークの獲得

## ③情報共有

○本事業の内容及び進捗等の共有を図るため、無料で利用できるチャットアプリ等を活用した情報共有の仕組みを構築すること。

○情報共有は、少なくともプログラム開始前に1回、プログラム終了と次のプログラム開始の間に1回行うこと。

## (3) 成果発表会

支援プログラムを通じて構築またはブラッシュアップされた事業案を発表するため、下記内容の成果発表会を1回開催すること。

○成果発表会は、対面での開催とする。ただし、受注者がオンラインでの同時配信を希望する場合は市と協議するものとし、許可を得た場合の機材の調達や配信については受注者において行うものとする。

○成果発表会には、市と協議のうえメンターとして次の者を招待すること。また、各招待者から参加者の発表に対し事業成長につながるコメント等を文書等で提示すること。

- ・スタートアップ等先進的な取組を行う事業者等
- ・社会課題解決に取り組む法人等
- ・銀行、ベンチャーキャピタル等金融機関
- ・その他支援機関 等

○参加者の募集時に可能な限り成果発表会の参加者を示すこと。

○受講者の発表に対し、メンター及び参加者からのフィードバックの機会を設けること。

○会場はさかい新事業創造センター多目的会議室を基本とし、会場の確保は市において行い受注者の費用負担は求めない。ただし、受注者が他の施設での開催を希望する場合、当該施設の使用料は受注者の負担とする。

#### (4) 業務体制

- 本業務の進行及び全体の統括を行う責任者を1名以上配置すること。
- その他、全体統括補佐を1名以上、本業務の運営を行うもの（責任者及び全体統括補佐以外）を少なくとも2名以上配置すること。

#### (5) 取組目標

全参加者が堺市や S-Cube が実施する実証支援事業、支援プログラム参画やその他支援機関等の事業支援に結びつく事業計画等を策定

### 第6 成果品

- ・プログラムの実施内容や参加者の成果内容、本業務の検証内容、検証結果を踏まえ社会課題解決型事業の成長を促進させる手法の提案を報告書としてとりまとめ提出すること。

報告書 A4 pdf データ (20 ページ程度)

### 第7 スケジュール

想定しているスケジュールは下記のとおり。

- 令和8年8月 参加者募集、支援機関向けセミナー実施
- 令和8年9月～ 支援プログラムの実施
- 令和9年2月 成果発表会の開催

### 第8 その他

- (1) 本業務履行に際し、疑義がある場合は、あらかじめ発注者の指示を受けること。
- (2) 本仕様書に明示されていない事項は、発注者と受注者との協議して定めること。
- (3) 受注者は発注者と連絡を密にし、作業上必要な資料及び発注者の指示する書類は遅滞なく作成し、報告、提案及び協議を行い、発注者の承認を得て業務を遂行すること。
- (4) 受注者は、この契約に関し、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。また、個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等と併せ、契約書別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するとともに、個人情報は鍵付きの金庫に保管、送付先のダブルチェック、データのパスワード設定等の対策を図ること。

## 暴力団等の排除について

### 1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

### 2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

### 3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

### 4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行につい

て遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が（１）に定める報告及び届け出又は（２）に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。